

# 「部活動に係る活動方針」



2019年3月

早稲田佐賀中学校

## 1. はじめに

部活動は、体力の向上や健康の保持促進、専門的な技術向上だけでなく、異年齢との交流を通して生徒同士や生徒と教師等の好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、その教育的な意義は大きいものがある。

本校でも質の高い「文武両道」を掲げ、学校教育の一環としてだけでなく、スポーツの振興や芸術文化の発展に大きく関わって欲しいと考えている。このことは、個々の生徒にとって教育的な意義や効果が大きいことに加え、学校全体にとっても活力及び帰属意識の高揚に繋がることを期待し、推奨に努めてきた。

一方で、今日の社会情勢の変化は速く、部活動を取巻く環境も著しく変わってきており、従前の運営体制や活動内容を見直し、持続可能な効果的・効率的な活動内容への転換を求められている。

これらのことから、心身共に豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤となる部活動が持続可能なものとなるよう、活動方針を定める。

## 2. 「部活動に係る活動方針」の位置づけ

現行の学習指導要領を踏まえ、部活動は学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意し、効果的・効率的な取組となるよう実施する。

## 3. 適切な運営のための体制整備

### (1) 本校方針の策定、及び各部活動の活動計画の作成・公表等

- ① 校長は、学校設置者が示す「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。
- ② 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休業日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。これを受け、校長は、各部活動の「年間活動計画」を公表する。

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、部活動数について、生徒及び教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部を設置する。
- ② 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な運営、部活動顧問の校務分掌を考慮し、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行う。
- ③ 校長は、設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、部活動指導員を活用するなど、複数の部活動顧問を配置するよう努める。
- ④ 校長は、部活動指導員の協力を得る場合には、学校全体及び各部の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導の内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、部活動顧問の教員及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。
- ⑤ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績に確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、部活動顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

#### 4. 合理的且つ効果的な活動の推進

(1) 部活動顧問は、教育課程の関連を図る上においても、生徒自ら考え、計画していく指導方法等を実践し、生徒自らが目標・課題を設定し、その達成・解決に向けて主体的に取り組む力を育成する。

(2) 部活動の実施に当たっては、スポーツ庁が作成した国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。なお、夏季の部活動においては、熱中症事故防止の徹底を図る。

(3) 各部活動顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各競技の特性を踏まえた適切なトレーニングを実施し、生徒の発達段階に応じた安全且つ効果的な活動を実施する。その際、中央競技団体等が示す指導手引き等を活用し、合理的で効果的な活動とする。

(4) 各部活動顧問は、生徒とのコミュニケーションの充実による意欲の向上と生徒が主体的に取り組む力の育成を図りながら、生徒の進路実現に向けた学習目標が達成できるよう効果的な運営を行う。

#### 5. 適切な休業日等の設定

(1) 部活動における休業に及び活動については、生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準のとおり設定する。

① 学期中は、原則として週当たり2日以上以上の休業日を設ける。(平日及び週休日にそれぞれ1日とし、週休日に活動する必要がある場合は休業日を平日に振り替える。ただし、学校休業日が連続する場合は、休業日を設定することとする。)

② 長期休業中の休業日も学期中に準じた扱いとし、適切な休業期間を設ける。

③ 毎月第3日曜日の「県下一斉部活動休養日」は休業日とする。

④ 1日の活動時間は、平日は2時間程度とし、休業日は3時間程度とする。

⑤ 定期考査前1週間は、部活動休業日とする。ただし、校長は、1ヶ月以内に公式戦がある場合、短時間の活動を認めることができる。